

受精卵凍結保存延長について

1. 延長保存期間は一年間です。(その後も継続は可能です)
2. 凍結保存した受精卵は、融解胚移植の目的のみに使用します。
3. 融解後に不良胚となり、胚移植できない場合があります。
4. 配偶者のどちらかが処分を希望する場合や、保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない場合には全てを廃棄処分します。住所、お名前、連絡先が変わった場合はお知らせ下さい。
5. 婚姻関係に変化があった場合（離婚、死別など）、また、治療に関してご夫婦の同意が得られなくなった場合は速やかに当院までお知らせ下さい。
6. 自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。
7. 費用は一年間の延長保存で20,000円(税込)となります。
(お振り込みの場合、手数料は患者様のご負担をお願いいたします。)
振込名義はID下4桁+ご夫婦どちらかのお名前にして下さい。

(例・0001 ナゴシ アイコ)

ちゅうごくぎんこう	におせしてん				
中国銀行	庭瀬支店	(普)	1338551		
いりょうほうじん	ほうしょうかい	りじちょう	なごし	かずすけ	
医療法人	宝生会	理事長	名越	一介	

金融機関が発行する振込証明書をもって当院の領収書に代えさせていただきます。
不都合がございましたら当院までご連絡下さい。

----- キリトリ -----

年 月 日

受精卵凍結保存延長（一年間）申込書

受精卵保存期間の一年間延長（20,000円）を希望します。

ご来院予定 年 月 日頃

- ご入金予定
- ・ 持参 ※前日までに必ず、お電話にて連絡をお願いします。
 - ・ 中国銀行に振り込み（ 月 日頃予定）

住所：〒 住所変更あり

電話番号：

夫氏名 (自署)

妻氏名 (自署)

振込名義人は必ずご夫婦どちらかの氏名をお願いいたします。